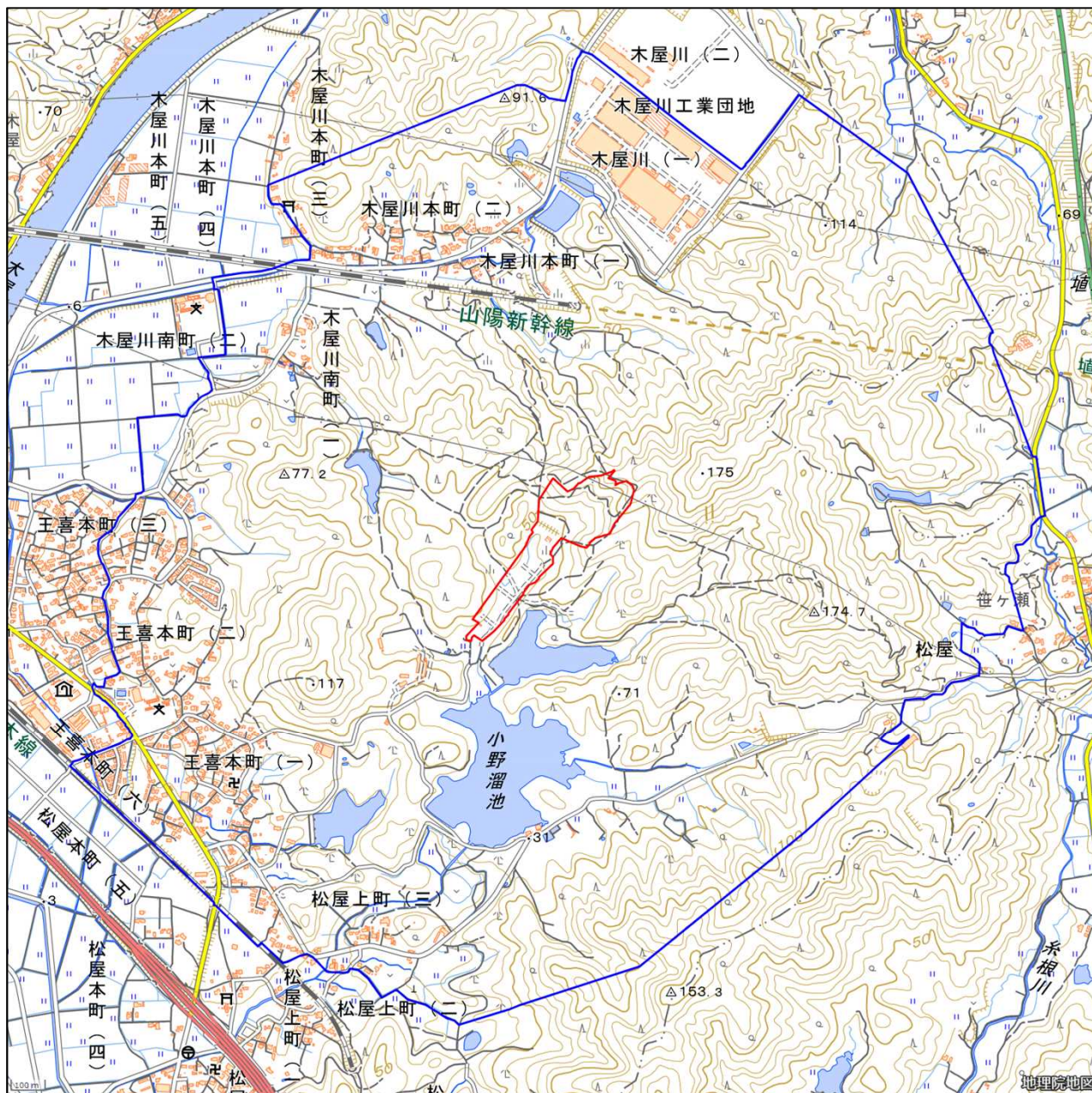


海上自衛隊小月航空基地小月射撃場

対象防衛関係施設の所在地	山口県下関市	大字松屋
対象防衛関係施設の区域	山口県下関市	大字松屋（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県下関市	王喜本町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字宇津井（次の図面に示す部分に限る。）、大字松屋（次の図面に示す部分に限る。）、大字吉田（次の図面に示す部分に限る。）、大字吉田地方（次の図面に示す部分に限る。）、木屋川一丁目、木屋川本町一丁目及び二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、木屋川南町一丁目及び二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びに松屋上町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目
	山口県山陽小野田市	大字埴生（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

海上自衛隊小月航空基地小月射撃場周辺地域 (山口県下関市大字松屋)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

